



第5章

景観法に基づく 重要施設等の定め

本章では、「景観法」に基づく定めとして、景観重要建造物・樹木の指定の方針、屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項を示します。

豊川沿いの河畔林内の遊歩道（牛川町）

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号）

歴史、文化の一端を表現する建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たします。

景観重要建造物は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良い景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルとなる建造物や、市民に親しまれ、愛されている建造物など、その外観が地域の景観形成において重要である建造物で要件を持ったものを指定の対象とします。

本市では、次の基準を満たす建造物を、所有者の意見を聴き、景観重要建造物に指定します。

● 景観重要建造物の指定基準

(1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであること

- ・ 地域の景観のシンボルとなっている
- ・ 地域の歴史や文化を後世に伝えている
- ・ 地域の良好な景観形成の模範となるものである
- ・ 市民に親しまれ、愛されている

(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※但し、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

※国登録有形文化財や、県、市の文化財保護条例により指定する文化財は、景観重要建造物に指定することが可能です。

なお、景観重要建造物に指定された建造物については、次のような制限や支援があります。

<制限>

- ・ 現状変更の規制
- ・ 所有者等の適正な管理義務

<支援>

- ・ 外観に係る建築基準法の制限の緩和等
- ・ 建造物及びその敷地について相続税の減免

2 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

市民の身近な樹木には様々な価値を持つものがあり、景観に深みと個性をもたらすとともに、地域の景観を特長づける重要な役割を果たします。

景観重要樹木物は、学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、地域の景観上のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木で要件を持ったものを指定の対象とします。

本市では、次の基準を満たす樹木を、所有者の意見を聴き、景観重要樹木に指定します。

● 景観重樹木の指定基準

- (1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであること
- ・ 地域の景観のシンボルとなっている
 - ・ 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっている

- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※但し、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

※県、市の文化財保護条例により指定する文化財は、景観重要樹木物に指定することが可能です。

なお、景観重要樹木に指定された樹木については、次のような制限や支援があります。

<制限>

- ・ 現状変更の規制
- ・ 所有者等の適正な管理義務

<支援>

- ・ 樹木の維持管理に対する支援

2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、経済活動や日常生活に欠くことができないものですが、無秩序に設置されると景観を大きく損ねる要因になります。一方で、建築物や周辺環境に調和した屋外広告物は、店や地域の魅力を高めるものになります。

本市では、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、下記に示す基本的な考え方に沿って、豊橋市屋外広告物条例に行為の制限を定め、適切な運用を行うとともに、必要に応じてその内容の見直しを行っていきます。

● 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・ 良好な景観若しくは風致を害し、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとし、適切に管理を行うものとする。
- ・ 周辺に良好な眺望や景観資源がある場合は、それらの景観を損ねないよう、表示や設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・ 公共的な物件に表示や設置を行う場合は、その機能や景観を損ねないよう、設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・ 設置場所や規模、形態・意匠、色彩は、周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うものとする。
- ・ 建築物や工作物に設置するものは、建築物等と調和したものになるよう、規模、形態・意匠、色彩に十分な配慮を行うものとする。
- ・ 表示面のデザインは、質の高いものになるよう努めるものとする。

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号ロ)

道路、河川、都市公園、海岸などの公共施設は、都市の骨格を形成しており、地域の景観の重要な要素です。また、多くの人々の目に触れる機会が多いため、そのまちのイメージを印象づけるものになり、質の高い公共施設は地域の価値を高めることにつながります。

そうしたことから、景観法の景観計画では、良好な景観形成に重要な公共施設について、整備に関する事項を定めることができます。

そこで、本市の魅力ある景観形成にとって特に重要な公共施設については、管理者と協議の上、景観法に基づく景観重要公共施設に定めることを検討していきます。

● 景観法に基づく景観重要公共施設に指定することができる施設

- 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 河川法（昭和39年法律第167号）による河川
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸
- 港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾
- 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港
- 自然公園法による公園事業（国又は自然公園法第10条第2項に規定する公共事業が執行するものに限る）に係る施設
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事項に係る土地改良施設
- 下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道
- 森林法（昭和26年法律第249号）による保安施設事業に係る施設
- 都市緑地法（昭和48年法律第72号）による市民緑地契約に係る市民緑地
- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）による雨水貯留浸透施設
- 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防施設
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止施設

第6章

景観まちづくりの 推進

本章では、豊橋市の景観まちづくりの
考え方や取り組み等について示します。



郷道の滝（石巻西川町）

1. 景観まちづくりの考え方

地域らしい魅力的な景観は長い時間をかけて、多くの人々の行為が積み重なって形成されていきます。

庭先が緑で彩られた潤いある住宅地には、ゆったりと暮らせる落ち着きが生まれます。おもてなしの心が感じられる、楽しく個性ある商店街には、多くの人が集まり、賑わいが生まれます。周囲の自然と一体となった手入れされた田園には、その場所で過ごしたくなる懐かしさが生まれます。

一人ひとりの積み重ねが、こちよ景観を育み、地域の価値を高めます。良好な景観はまちの資産であり、次世代に引き継いでいくべき大切なものです。

景観形成を推進していくためには、市民、事業者、専門家、行政それぞれが、各者の役割を担い、相互に連携し、協働で様々な取り組みを進めることが必要です。

2. 景観まちづくりの取り組み

1 行政による景観まちづくりの取り組み

豊橋市（行政）の景観まちづくりの取り組みは、多岐にわたりますが、景観部局は、下記の4つの視点から取り組みを進めます。

また、景観に関わる課題は、ごみ問題や空家対策、自然環境保全、農地保全、文化財保全など、多岐にわたります。こうした課題は、市の専門部局が主体となり、必要に応じて景観部局と調整を図りながら取り組みを進めます。

(1) 意識啓発・情報提供

- ・ 景観計画の市民等への周知
- ・ 景観資源の情報発信
- ・ 市民参加のワークショップの開催（景観資源探索など）
- ・ 景観に係る学習の機会の提供（講演会の開催など）
- ・ 景観に係る情報提供の場の整備（景観資源図の周知、景観教育の支援、景観モニタリング）



市民参観の景観ワークショップ

(2) 支援

- ・ まちづくり景観形成地区のまちづくり団体への支援（活動団体への助成、ルールづくりの専門的な支援など）
- ・ まちづくり景観形成地区の建築行為への支援（整備への助成、景観配慮の専門的な支援）
- ・ 景観上重要な建造物や樹木の保全に対する支援（保全への助成、専門的な支援）
- ・ 景観アドバイザーによる助言
- ・ 住民の景観まちづくり活動への支援



模型を使った景観のルールづくりの支援

(3) 規制誘導

- ・大規模建築物等の規制誘導（景観法に基づく届出、条例に基づく事前協議）
- ・まちづくり景観形成地区の建築物等の規制誘導（条例に基づく届出）
- ・新たなまちづくり景観形成地区の指定の検討
- ・屋外広告物の規制誘導（屋外広告物条例に基づく許可、違反屋外広告物の対策）
- ・景観計画ガイドラインの策定・充実
- ・景観上重要な建造物の景観重要建造物への指定
- ・景観上重要な樹木の景観重要樹木への指定
- ・文化財保護法の制度を活用した景観資源の指定と登録



左：国登録有形文化財の豊橋市公会堂、右：国指定重要有形文化財の豊橋ハリストス正教会

(4) 良好な公共事業

- ・行政職員への景観計画や景観配慮の考え方の周知
- ・良好な公共事業の推進体制づくり
- ・関係行政機関への働きかけ
- ・公共事業の景観形成ガイドラインの策定・充実
- ・景観に配慮した公共事業への相談対応
- ・公共事業の景観評価の実施
- ・良好な景観の公共事業の事例集の作成
- ・景観上重要な施設を景観法の景観重要公共施設に指定



岩田運動公園の水神池と東部丘陵の眺め

2 市民や事業者による景観まちづくりの取り組み

景観に関わる市民や事業者の取り組みは、ごみ拾いや清掃、緑化などの日常的な取り組みから、公園や街路樹の管理などの団体活動、まち並み景観のルールづくりなど地域住民による積極的な取り組みまで、様々な活動があります。これらの取り組みには、必要に応じて市の専門部局が支援を行うとともに、協働で取り組みを進めます。

また、市は、市民や事業者に対して情報提供や景観まちづくりに参加する機会を設け、市民等と情報を共有し、景観まちづくりの取り組みがより広がりをもったものになるよう努めます。



左：住民団体によるプランターボックスづくり、右：旧東海道への花やのれんの飾りつけの風景



左：庭先が緑化された潤いのある住宅地、右：市民協働で手入れがされている緑豊かで彩りのある道

3. 景観まちづくりの仕組み

1 景観まちづくりの体制

(1) 豊橋市まちづくり景観審議会

豊橋市まちづくり景観条例に位置付けられた組織で、学識経験者や関係団体の職員、一般市民等で構成されています。豊橋市の景観形成に関することについて、市長の諮問に応じた審議等を行います。

(2) 豊橋市都市計画審議会

都市計画法に関わる調査審議を行う組織で、学識経験者や議会の議員、関係行政機関の職員等によって構成されています。景観まちづくりにおいては、景観地区や地区計画、風致地区など、都市計画法に位置付けられた規制に関する審議を行います。また、景観法に基づく景観計画の策定に対して都市計画の内容との整合性に関して意見します。

(3) 景観アドバイザー

景観に関する専門家や、建築行為等に対して良好な景観形成に対する助言を行います。

(4) 行政機関や庁内との連携

本計画に沿って公共事業等の景観形成が推進されるよう、国や県の関係機関や庁内の関係部局との連携を図ります。また、景観は市の境界で途切れるものではないため、広域的な視点をもって景観形成を推進する必要もあるため、周辺都市との連携も図ります。

2 景観まちづくりの制度**(1) 法令等による規制・誘導**

景観法と豊橋市まちづくり景観条例による規制・誘導のみならず、都市計画法と風致地区条例による風致地区の規制、都市計画法と建築基準法による地区計画の規制、屋外広告物法と屋外広告物条例による屋外広告物の規制、文化財保護法による歴史的建造物や史跡・貴重な自然の保全など、必要に応じて、関係法令や条例、計画を用いて、良好な景観形成の規制・誘導を行います。



左：二川宿景観形成地区の歴史的なまち並み景観形成、右：曙町松並地区計画の良好な住環境の形成

(2) 助成制度

まちづくり景観形成地区での良好な建築工事等への助成や、景観上重要な建造物等の保全に対する助成、景観まちづくりを行う住民団体への助成など、良好な景観まちづくりが推進されるよう、必要に応じて市が資金的な支援を行います。

(3) 専門的支援

まちづくり景観形成地区での建築工事等の相談や、景観上重要な建造物等の保全に関する相談、景観まちづくりを行う住民団体からの相談等に対して、市が専門的な支援を行います。

里山、川、海、田園に
やさしく包まれたまち
豊橋

この豊かな環境を大切にし
豊橋らしい
こちよい景観を
ともに育みましょう

Landscapes of Toyohashi 豊橋の景観



Landscapes of Toyohashi 豊橋の景観



◆ 水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち とよはし

No.	名 称	No.	名 称
S1	広大な柿畑	S37	タカ類
S2	ニホンイノシシ	S38	みかん山
S3	カタクリ山	S39	立岩
S4	富士山の眺め	S40	ホンドタヌキ
S5	モミ群落	S41	岩屋緑地
S6	里山の集落（石巻中山町など）	S42	岩屋観音
S7	馬越長火塚古墳群（国指定史跡）	S43	浜名湖の眺め
S8	ニホンリス	K1	賀茂神社（本殿：県指定有形文化財）
S9	本坂道（姫街道）の宿場町「嵩山宿」	K2	賀茂しょうぶ園
S10	正宗寺	K3	鶴巻の集落（高い槇の生垣の家並み）
S11	長楽のヒノキ（市指定天然記念物）・ クロガネモチ・しょうべん地蔵	K4	豊川・河畔林
S12	ゲンジボタル（長彦川）	K5	牛川の渡し
S13	石巻神社：本社	K6	下地緑地（金色島）
S14	嵩山蛇穴（国指定史跡）	K7	アオサギ
S15	石巻神社：山上社	K8	祇園祭の打上花火大会
S16	玉泉寺のナギ（市指定天然記念物）	K9	豊川放水路
S17	石巻山	K10	東海道新幹線
S18	ダイダラボッチ	M1	旧漁村集落（梅敷町）
S19	ニホンノウサギ	M2	前芝の燈明台（県指定史跡）
S20	イヌツゲ群生林	M3	旧前芝湊・旧漁村集落（前芝町）
S21	三ツ口池	M4	六条湯
S22	サンコウチョウ	M5	スナメリ
S23	赤岩寺	M6	護岸観音（三十三観音）
S24	多米の不動滝	M7	日本丸・海王丸
S25	豊橋自然歩道	M8	豊橋総合スポーツ公園
S26	多米の道祖神	M9	三河湾・三河港
S27	ゲンジボタル（内山川）	M10	神野新田の広がりある水田
S28	鞍掛神社	M11	遊水地・カモ類など
S29	神石山	M12	三河港：豊橋コンテナターミナル
S30	里山の集落（岩崎町など）	M13	三河港：大型船と自動車が並ぶ景観
S31	葦毛湿原（県指定天然記念物）	M14	ライフポートとよはし
S32	ため池群（宮前池・利兵池など）	M15	造船所など大型工場が立地する明海地区
S33	普門寺の大スギ（市指定天然記念物）	M16	明海緩衝緑地
S34	普門寺	M17	汐川干潟・シギ類、チドリ類など
S35	コゲラ	M18	旧漁村集落（杉山町天津など）
S36	アサギマダラ		

No.	名 称	No.	名 称
A1	瓜郷遺跡（国指定史跡）	A35	二川駅
A2	豊橋創造大学	A36	桜並木（梅田川）
A3	吉田城址（鉄櫓）・豊橋公園	N1	一里山の一里塚（市指定史跡）
A4	吉田神社・祇園祭の手筒花火	N2	豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）
A5	湊築島弁天社（国登録有形文化財）	N3	梅田川
A6	豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂（国指定重要有形文化財）	N4	天伯湿地
A7	安久美神戸神明社（国登録有形文化財）・鬼祭（国指定重要無形民俗文化財）	N5	野依八幡社のシダレザクラ（市指定天然記念物）
A8	豊橋市公会堂（国登録有形文化財）	N6	豊橋技術科学大学
A9	吉田宿本陣跡	N7	道の駅とよはし
A10	蒲郡街道（国道23号）のケヤキ並木	N8	広大な畑地（キャベツ畑など）
A11	こども未来館（ここにこ）	N9	田園を走る豊橋鉄道渥美線
A12	羽田八幡宮	N10	しあわせ地蔵
A13	朝市（羽田八幡宮境内）	N11	万場緑地・万場調整池
A14	路面電車（ほつトラム）	N12	豊川用水路
A15	くすの木通りのクスノキ並木	N13	龍源院のお葉つきイチョウ（県指定天然記念物）
A16	龍拈寺山門（市指定有形文化財）	N14	河岸段丘崖の斜面林
A17	路面電車が走る駅前大通り	N15	真田神社：真田祭（大根流し）
A18	豊橋駅東口駅前広場	N16	茶畑の丘
A19	豊橋駅	N17	ヒバリ
A20	民俗資料収蔵室：旧多米小学校（国登録有形文化財）	U1	太平洋（遠州灘）・水平線の眺め
A21	朝倉川	U2	表浜海岸：砂浜・漁港
A22	市内電車赤岩口車庫	U3	東観音寺（多宝塔：国指定重要有形文化財）
A23	岩田運動公園	U4	地引網
A24	向山緑地：向山大池	U5	海岸林
A25	向山緑地：梅林園・さくら広場	U6	サーフポイントの海岸
A26	穂の国とよはし芸術劇場（プラット）	U7	アカウミガメ（産卵地）
A27	牟呂八幡宮	U8	ハマヒルガオ
A28	東三河環状線のクスノキ等の並木	U9	海岸林に包まれた集落（高塚町など）
A29	柳生川	U10	ささゆりの里
A30	愛知大学・旧本館（国登録有形文化財）	U11	海食崖
A31	高師緑地		
A32	幸公園：長三池		
A33	河岸段丘崖の斜面林		
A34	東海道の宿場町「二川宿」		

まちの景

農の景

海の景



参考資料



里山の四季：上から春夏秋冬（石巻中山町）

1. 色彩の基礎知識

[マンセル表色系について]

マンセル表色系では、色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの要素で表現します。

色相 色合いを表します。
 R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の10種類の基本色を記号で表現し、記号の前に0から10の数字をつけ、色の違いを細かく表記します。

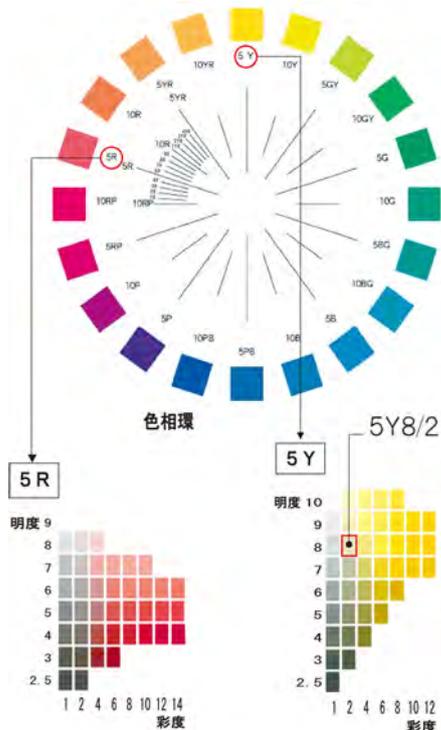
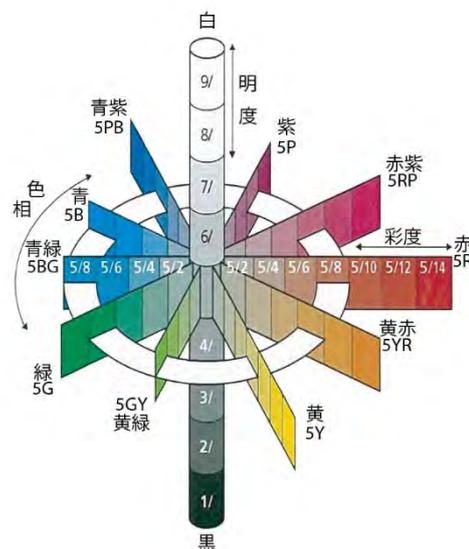
明度 色の明るさを表します。
 0から10の数値で表現し、数字が大きくなるほど明るくなります。10は白、0は黒になります。

彩度 色の鮮やかさを表します。
 0から16程度までの数値で表現し、数字が大きくなるほど鮮やかになります。最高彩度は色によって限界が異なるため、色相によって最高の数値が異なります。また、白、黒、灰色は無彩色(記号:N)といい彩度は0です。

色の表示は、色相、明度、彩度の順に示します。

表示例：5Y8/2

この表示例では、色相は「5Y」、明度は「8」、彩度は「2」です。



2. 本計画の策定経緯等

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査や市民ワークショップを開催し、市民が大切に思っているふるさとの景観や豊橋の景観の課題、今後の景観づくりの方向性を把握し、市民の思いを計画づくりに反映してきました。

計画の策定は、市内部に「豊橋市景観計画策定会議」を設け、専門家で構成する「豊橋市景観計画策定アドバイザー会議」の助言を受けながら計画づくりを進め、適宜、「豊橋市まちづくり景観審議会」で審議を行い取りまとめてきました。

1 策定経緯

年度	開催時期	内 容
H29 (2017)	8月 ～9月	市民アンケート調査 ・市内在住の満18歳以上の男女5,000人に郵送、回収率40.2%
	11月	平成29年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定について（規制・誘導のイメージなどについて協議）
	2月	平成29年度第2回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定について（基本的な考え方や全体構成などについて協議）
H30 (2018)	7月	市民ワークショップ「とよはし景観づくりカフェ～考えよう！素敵な風景～」第1回 未来に残したい故郷の景観を考えよう！ ・参加者24名
	8月	市民ワークショップ「とよはし景観づくりカフェ～考えよう！素敵な風景～」第2回 豊橋の景観の魅力と課題を考えよう！～どんな景観を守り、育て、創りたいですか～ ・参加者21名
	8月	市民ワークショップ「とよはし景観づくりカフェ～考えよう！素敵な風景～」第3回 魅力的な景観づくりの取組を考えよう！～市民・事業者・行政の役割と必要なルールについて～ ・参加者25名
	9月	平成30年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定状況について（計画の骨子と計画のイメージについて協議）
	2月	平成30年度第2回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定について（計画の素案について協議）
R1 (2019)	10月	令和元年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観計画及びガイドラインの策定について（計画の素案とガイドラインのイメージについて協議）
	2月	令和元年度第2回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観計画及びガイドラインの策定について（計画の素案とガイドラインの素案について協議）
R2 (2020)	9月	令和2年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観計画の策定と条例の改正について（計画案と条例の改正内容について協議）

*上記のほか、「豊橋市景観計画策定アドバイザー会議」を各年度複数回開催。

2 関係会議の委員

(1) 豊橋市まちづくり景観審議会

表 豊橋市まちづくり景観審議会委員名簿

委員氏名	所属団体名(役職)
井口 貴嗣 (H30.7まで) 青山 泰三 (H30.8から)	東三建設業協会 副会長
浅野 純一郎 (H31.4から)	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
朝野 正美 (R2.8から)	デザイン編集事務所
宇野 勇治	愛知産業大学 造形学部建築学科 教授
江坂 雅世 (R2.8から)	豊橋女性団体連絡会 会員
大貝 彰	豊橋技術科学大学 特別顧問・名誉教授
尾崎 義孝	社団法人 愛知県建築士事務所協会 一般会員
小澤 一久 (H30.3まで) 吉玉 康弘 (H30.7まで)	愛知県豊橋警察署 生活安全課長
加藤 克俊	豊橋創造大学短期大学部 准教授
川西 裕康	豊橋発展会連盟 会長
後藤 清司 (H31.3まで) 宮下 孫太郎 (R2.7まで)	豊橋市自治連合会 監事
近藤 暁夫	愛知大学 文学部 准教授
すぎうら よしこ	画家・絵画講師
杉本 直之 (R1.9まで) 小田 雅康 (R1.12から)	愛知県広告美術業協同組合理事・東三河支部支部長
永田 美保子 (R2.7まで)	デザイン専門学校 講師
中村 一人 (R2.7まで)	愛知県東三河建設事務所 都市施設整備課長
牧野 恭子 (R2.8から)	三河インテリアコーディネータークラブ 会長
間瀬 美子	特定非営利活動法人 東三河自然観察会 理事
宮脇 勝	名古屋大学 大学院環境学研究科 准教授

*会長：大貝彰

(2) 豊橋市景観計画策定アドバイザー会議

表 豊橋市景観計画策定アドバイザー会議名簿

区分	氏名	備考
学識者	宮脇 勝	名古屋大学 大学院環境学研究科 准教授
〃	近藤 暁夫	愛知大学 文学部 人文社会学科 准教授
〃	田邊 学	武蔵野美術大学 造形学部 基礎デザイン学科 講師
一般識者	伊奈 彦定	元美術教師 とよはし市電を愛する会 顧問
〃	宮城谷 好是	写真家
行政機関	国土交通省	中部地方整備局 企画部 企画課長
〃	国土交通省	中部地方整備局 建政部 計画管理課長
〃	愛知県	都市整備局 都市基盤部 公園緑地課長

豊橋市景観計画（素案）

令和 年 月

-
- 発行：豊橋市役所 都市計画部 都市計画課
 - 協力：写真撮影 宮城谷好是・水谷明博・白井康裕
 - 協力：描画（豊橋の景観） かんだあさ

